

令和8年6月8日

保護者様

井原市立木之子中学校  
校長 石田 昌之

### 気象警報発令時の登下校について（訂正）

平素より、本校の教育活動に格別のご理解とご協力を賜り心よりお礼申し上げます。

さて、5月28日付で気象警報の種類等が変更されたことに伴い、4月に配付いたしました「気象警報発令時の登下校について」の内容を一部訂正いたしますので、改めてお知らせいたします。

つきましては、今後、気象警報が発令される可能性がある場合には、引き続き気象情報の収集に努めていただき、各ご家庭において適切にご対応くださいますようお願いいたします。

なお、警報発令により臨時休校となる場合は、メール配信を行いませんので、気象情報等を各自でご確認ください。また、本通知は本校ホームページにも掲載しておりますので、併せてご確認ください。

#### 記

#### 1 臨時休業の対象とする警報及び発令地域について

##### (1) 警報の種類

気象庁が発表する気象警報であり、次の種類を対象とする

- ①特別警報（レベル5 氾濫・レベル5 大雨・レベル5 土砂災害・大雪・暴風・暴風雪）
- ②危険警報（レベル4 氾濫・レベル4 大雨・レベル4 土砂災害）
- ③警報（レベル3 氾濫・レベル3 大雨・レベル3 土砂災害・大雪・暴風・暴風雪）

##### (2) 対象地域

「井原市」が警報の対象となっていること

※ 気象警報は、気象庁による「警報・注意報や天気予報の発表区域」二次細分区域によって発表されることとなっており、この地域は市町ごとに出されます。

放送局によっては「井笠地域」や「岡山県南部」とまとめて報道される場合もありますが、「井原市」に出されていることをご確認ください。

気象庁ホームページおよびNHK総合テレビのデータ放送で随時市町ごとの確認が可能です。

#### 2 対応について

(1) 午前7時の時点で警報が出ている場合は、当日の給食を停止する。

（気象状況等により、前日中に給食の停止を決定した場合は、別途連絡する。）

(2) 午前7時の時点で警報が出ていれば、臨時休校とすることを基準とするが、最終的には学校長が地域の実情や学校行事等を考慮し、判断する。

(3) 午前7時以降に警報が発令された場合は、状況を判断して、通常通り授業を継続したり、早めに下校させたり、下校を遅らせたりする措置をとる。

※ 土曜、日曜、祝日等の休日や長期休業中の諸活動についても、上記に準じます。

※ 登校時に局地的な豪雨・豪雪等で、通学路において危険が予想される場合は、保護者の判断で登校を見合わせ、学校にご連絡ください。（木之子中学校 62-3603）